

電気工事士免状の交付申請・再交付申請・書換え交付申請を行う方へ

宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課

電気工事士免状の交付申請・再交付申請・書換え交付申請を行う場合は、この「手引き」をよく読んで、必要な書類を整えてから当課に直接提出（郵送も可）してください。

| 申請書・添付書類等の種類 免状交付申請者の区分 | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ |
|--------------------------------|------------------------------|---------|---------------|-------------------------------|-----------------------|---------|---------|--------------------------------------|--------------|-------------------|-----------|---------------------------|---|-------------------|------------------|-----------|
| | | 免状交付申請書 | 免状再交付又は書換え申請書 | 住民票、マイナンバーカード、運転免許証のコピーいずれか1つ | 写真 たて4cm×3cm 1枚 | 試験結果通知書 | 実務経験証明書 | 電気工事士法第四項第三号の認定申請書又は法第四条第四項第三号の認定申請書 | 電気主任技術者免状の写し | 高圧電気工事技術者試験合格証の写し | 養成施設修了証明書 | 書換の理由を証明する書類 ・戸籍謄本・抄本等 | 現に有している免状 ・再交付申請の場合は書換える免状 ・紛失した場合は汚損した免状 | 電気に関する他の資格証明書の写し等 | 規則第4条各号の一に該当する書類 | 免状送付用封筒定型 |
| 第一種 | 第一種電気工事士試験合格者【実務経験3年以上】 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | ○ | | ○ |
| | 電気主任技術者免状所有者【同5年以上（免状取得後）】 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | | ○ |
| | 高圧電気工事技術者試験合格者【同3年以上（試験合格後）】 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 第二種 | 試験合格者 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | ○ |
| | 養成施設修了者 | ○ | | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ |
| | 知事認定者 | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ | ○ |
| 再交付 書換え | 免状を汚損又は紛失した者 | | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ | | | |
| | 氏名等を変更した者 | | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | ○ |

2 免状交付申請手数料（居住地が道外の方で北海道収入証紙が購入できない場合は、現金書留でも可能です。）申請書に、次の区分に相当する金額の「北海道収入証紙」を貼付してください。

| 区分 | 金額 | 区分 | 金額 | 区分 | 金額 | 区分 | 金額 |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 第一種 | 6,000円 | 第二種 | 5,300円 | 再交付 | 2,700円 | 書換え | 2,700円 |

3 申請書類の提出先及び問合せ先（下記(1)、(2)の「各総合振興局等申請窓口」とは「申請窓口一覧」を参照）

(1) 新規交付の場合

⇒住民登録をしている市町村を所管している各総合振興局等（小樽市は後志総合振興局小樽商工労働事務所）申請窓口に提出してください。

(2) 再交付又は書換え交付の場合

① 平成10年3月31日以前に交付された免状（免状番号は北海道〇〇〇号と記載）

⇒道内在住の方は住民登録をしている各総合振興局等申請窓口に提出してください。

⇒道外在住の方は石狩振興局に提出してください。（都合により最寄りの総合振興局等を希望する場合は石狩振興局以外でも受付します。）

② 平成10年4月1日以降に交付された免状

⇒第一種も第二種も、現在の居住地や住民登録が道内であっても、道外であっても、免状を交付（新規交付）された総合振興局等の各総合振興局等申請窓口に提出してください。（道内で免状を交付された道内在住者で、現住所が当時と異なる場合は、希望により現住所を管轄する総合振興局等でも受付します。）

（第一種免状番号の記載例：北海道IK〇〇〇号、北海道KK〇〇〇号等）

石狩はIK、渡島はOS、檜山はHY、後志はSS、小樽はOT、空知はSC、上川はKK、留萌はRM、宗谷はSY、オホーツク（網走）はOH(AS)、胆振はIB、日高はHD、十勝はTK、釧路はKR、根室はNMと表記

（第二種免状の記載例：北海道第石狩II-〇〇〇号、北海道第上川II-〇〇〇号等）

※ご自分の正確な免状番号が判らなくても再交付申請は出来ますが、「新規交付時期が平成10年3月31日以前なのか、以降なのか」、「新規交付時期の住民登録市町村はどこだったのか」をご自分で確認して、該当する各総合振興局等申請窓口に申請してください。

(3) その他

- ① 道外の都府県知事から免状を交付された方の再交付、書換え交付申請は、道内在住であっても北海道では出来ませんので、その交付された都府県庁にお問い合わせください。
- ② 郵送の場合は、封筒の左側に「電気工事士免状交付（再交付・書換え）申請書在中」と朱書きしてください。

4 注意事項（各申請に共通）

- (1) 住民票は、申請書提出前6ヶ月以内に市町村長が発行したものを提出してください。
- (2) 写真は、申請書提出前6ヶ月以内に撮影したもの（無帽、無背景）で同じ写真を1枚用意し、裏面には、氏名を記載してください。
- (3) 試験結果通知書は、(財)電気技術者試験センターが発行し、各受験者に郵送されたものの内、第一種電気工事士又は第二種電気工事士試験結果通知書（はがき）の原本（コピー不可）を添付してください。
なお、筆記試験結果通知書、技能試験結果通知書、合格証書の添付は必要ありませんので注意してください。
- (4) 免状送付用封筒には、郵便番号・住所・氏名等を正確に記載してください。（郵便切手は不要です。）
- (5) 北海道収入証紙は、道内に本店のある銀行等から購入してください。
なお、道外に在住している方で証紙を購入できない場合は、現金書留に現金と提出書類一式を同封して郵送することも可能です。
- (6) 申請書に貼付した北海道収入証紙は、割印をしないでください。

5 注意事項（第一種電気工事士免状交付申請のみ）

- (1) 実務経験証明書には、従事した工事等の内容を具体的に記載してください。なお、次の電気に関する工事は、実務経験として認められませんので、注意してください。
 - ① 軽微な工事（電気工事士法施行令第1条）
 - ② 特殊電気工事（電気工事士施行規則第2条の2）
 - ③ 電圧5万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事
 - ④ 保安通信設備に係る工事
 - ⑤ 軽微な作業（電気工事士法施行規則第2条）
- (2) 実務経験の証明に期間が、2ヵ所以上の会社等にまたがる場合には、それぞれの会社等の雇用主（代表者）からの証明が必要となります。
- (3) 一人親方又は勤務していた会社が倒産等により存在しない場合には、次の者からの証明が必要となります。
 - ① 2以上の電気工事業者（それぞれの証明が必要です。）
 - ② 組合等に参加している場合には、当該組合等の代表者
- (4) 実務経験証明書の「職務の内容」の欄に書ききれない場合には、別紙として記入してください。この場合は、とじしろの部分、証明者の印により必ず割印してください。
- (5) 全国的規模にわたる会社等で、雇用主（代表者）から実務経験を証明する権限を委任された者（支店長、営業所長等）が証明する場合には、委任状の原本を添付してください。
- (6) 通常の実務経験書と「電気事業法施行規則第52条第2項に規定する委託契約による保安監督業務」に従事していた方の実務経験証明書の様式は異なりますので、事前に各総合振興局等申請窓口にお問い合わせ又は申し出てください。

6 お問い合わせ先

稚内市末広4丁目2-27宗谷総合振興局産業振興部商工
労働観光課指導保安係電話 0162-33-2926
(直通)

7 その他

免状を紛失された場合にそなえ、是非、免状のコピーをしておくことをお勧めいたします。
免状紛失の再交付申請で、ご自分の正確な免状番号が判らない方が多くおられます。
この場合、再交付に時間等を要したり、再交付に支障をきたす場合がありますので留意願います。

■ 申請書の様式は「北海道」のホームページから直接ダウンロードすることもできます。

(ホームページアドレスは <http://www.pref.hokkaido.lg.jp>)

<検索例>

- ①道のホームページの右上の「サイト内検索」に「電気工事士」と打ち込み「検索」をクリック
- ②「(1) 電気工事士免状の交付申請・再交付申請・書換え申請を行う方へ」をクリック
- ③「(2) 申請様式」から必要な申請書をクリックして「ダウンロード」して印刷する。

※検索方法は各種あり、変更となる場合もありますのでご了承願います。